

『自立支援協議会とは』

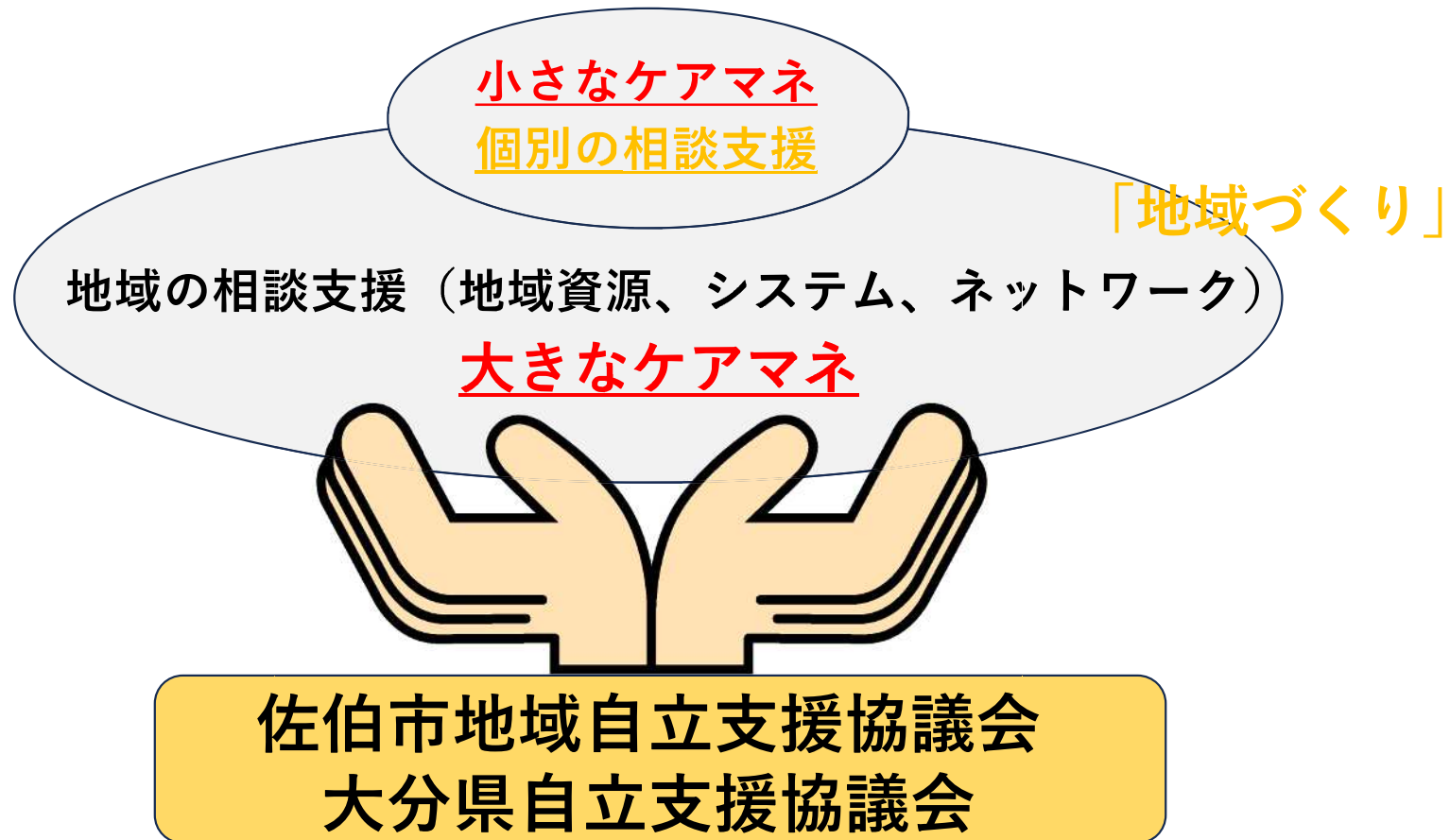
合同会社まるまる
相談支援事業所まるまる
主任相談支援専門員 大谷 慎之介

自立支援協議会の役割

- 自立支援協議会の一番大切な役割は、現状の社会資源では対応が困難な支援から明らかになった様々な地域課題について、地域の関係機関が協働し、解決を図ることです。

➡この地域課題を解決する役割、しくみは、
個別の相談を解決する役割『小さなケアマネ』に
対比して、『大きなケアマネ』と呼ばれることがあります。

相談支援と自立支援協議会



地域自立支援協議会の6つの機能

情報機能

- ・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信

調整機能

- ・ 地域の関係機関によるネットワークの構築
- ・ 困難事例への対応のありかたに関する協議、調整

開発機能

- ・ 地域診断、地域社会資源の開発、改善

教育機能

- ・ 構成員の資質向上の場として活用

権利擁護機能

- ・ 権利擁護に関する取組を展開する

評価機能

- ・ 中立、公平性を確保する視点から、委託相談支援事業者の運営評価
- ・ サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価
- ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

自立支援協議会とは

『会議』ではなく『プロセス』

個別支援会議、サービス担当者会議 ➡ 個別の事例に応じた支援会議



・当事者を含めた関係者によるチーム支援

課題別会議 ➡ 地域生活、こども、就労、相談支援等の専門部会



・情報共有、課題の抽出及び検討のため専門部会ごとに定期的開催

事務局会議、定例会 ➡ 課題のまとめ、全体会に向けた情報共有

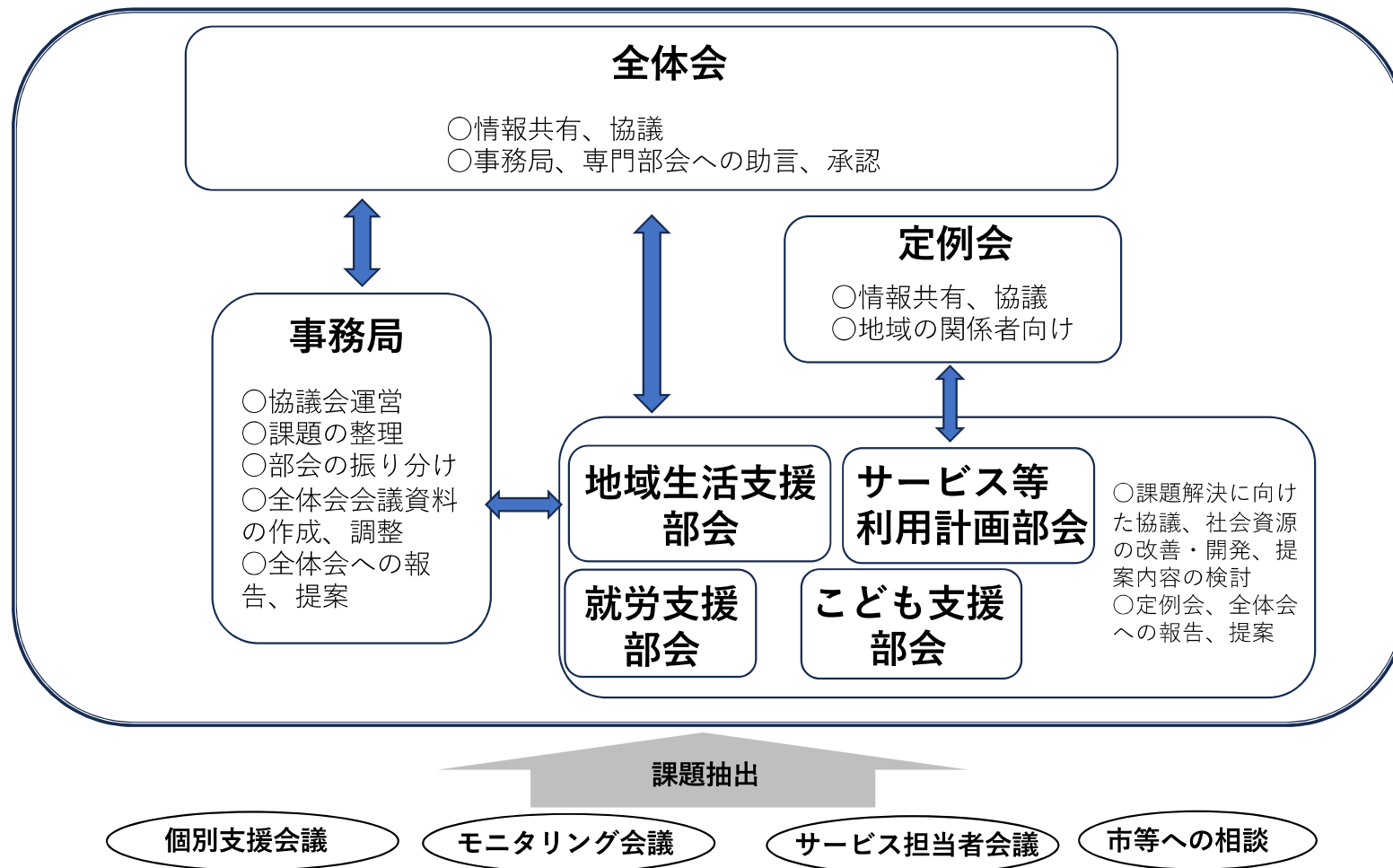


・課題別会議の報告、整理、検討、施策提案など

全体会 ➡ 資源の評価・開発

・課題別会議の報告と確認、計画への提言など

佐伯市地域自立支援協議会



国の推進する精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため

令和5年度「佐伯市協議の場」を立ち上げ

精神障がいがあっても、地域の一員として
安心して自分らしい生活ができるよう

福祉・医療・社会参加（就労）・
住まい・地域の助け合い・教育等
包括的に確保された**佐伯市**を目指します



佐伯市地域自立支援協議会と専門部会は
「佐伯市協議の場」の中核・主幹でもある

令和5年度「佐伯市協議の場」から見えてきた

佐伯市の地域課題

専門部会にて、事例検討（19例）に重点的に取り組み

見えてきた3障がい共通の地域課題・優先課題

①就労に関する社会資源の不足、特に若い世代が地元に着定できない

②社会資源の選択肢が少ない

退院して地元に戻るとしても、住まいが確保できない

③障がい福祉サービス利用者の高齢化

介護保険サービスとの棲み分け・移行が難しい

④親なき後問題・身元引受人がない等、困難事例の増加



令和6年度 これらの課題解決のため、1歩深めた協議に繋がります

佐伯市地域自立支援協議会の課題

- 事務局や部会長が1～2年毎に変わるため、課題解決に向けた継続した動きができていない
- 専門部会から提案事項が挙がってきても、課題解決に向けた動きや具体的に協議する場がない
- そもそも専門部会から提案事項が挙がってこない
- 部会員が自立支援協議会とは何かをよくわかっていない
etc

自立支援協議会の形骸化＝全国的な課題

活発な自立支援協議会を目指して

- 部会員全員が興味を持って参加できる場づくり
 - ➡日々での業務での気づきを活かせる
- 人の入れ替わりに左右されず課題を継続して協議できる体制づくり
 - ➡目的を見失わないために
- **官民協働**で地域課題を解決できる体制作り
 - ➡事業所等と行政それぞれの役割を理解し、
役割分担して課題解決に一緒に取り組む

誰もが暮らしやすい佐伯市を目指して、
一緒に自立支援協議会を盛り上げていきましょう！
ご清聴ありがとうございました。

参考資料：「令和6年度宇佐市自立支援協議会合同専門部会資料」 社会福祉法人清流会 石川博一氏
「自立支援協議会の運営マニュアル」日本障害者リハビリテーション協議会